

## -3・15判決 石炭火力野放し 市民に温暖化を争う権利を認めず-

### 判決概要

3月15日、大阪地裁にて行政訴訟の判決がなされました。神戸製鋼所が神戸市灘区で建設中の石炭火力発電所(65万kW×2基)につき、国が建設を認めたのは違法だとして原告12人が2018年11月に訴えました。判決では、請求(1)石炭火力発電所の建設を実質的に認めた「環境影響評価書の確定通知」の取消し、請求(2)パリ協定と整合する火力発電所のCO2規制がないことの違法確認、それぞれ棄却、却下されました。



判決日・入廷の様子

### 請求(1)環境影響評価書確定通知の取り消し

#### 【訴訟要件:裁判の入り口】

被告:国側は、確定通知には処分性がないと主張してきましたが、判決では、「確定通知は行政処分」であると認定されました。また、電気事業法の環境影響評価(環境アセス)は、個々人の権利利益を守る趣旨であると認定され、「大気汚染」については、原告12人全員に「原告適格」があると認定、裁判を起すことができると判断されました。一方で、気候変動(温暖化)については、近隣地域の人が大きく影響を受けるというような性質ではなく、政策によって対応すべきもので、温暖化を理由にこの裁判は起こせないと判断されました。

#### 【本案:確定通知が違法かどうかの実質判断】

#### PM2.5について

予測・評価しなかったことについては、省令を改正する余地があり、神戸製鋼も予測・評価を実施することはできたとしながら、予測・評価の手法も確立されていなかったとして、「2018年5月の時点では、予測・評価しなかったことは不合理とまでは言えない」と判断しました。

#### 気候変動(温暖化)について

そもそも、原告らがこの裁判で自分の権利利益に関することとして、気候変動問題を主張できないと裁判所は判断しました。他方で判決の傍論において、そもそも主張できないとしながらも、一応判断を示すという形にした上で、2018年5月の時点では、環境省・経産省間の枠組み(局長級とりまとめ)が合理性を失っていたとまでは言えない、同時点では経済産業大臣が神戸製鋼の計画について国の政策目標と整合すると判断したことは不合理とは言えないと判断しました。

#### 燃料種の比較検討について(石炭以外の選択肢を検討していない)

燃料種の比較検討について、裁判所は原告の主張も理解できるとしつつ、他方、法律や省令の文言上も、燃料種を比較検討せねばならないとはいえないから、比較検討しなかったことは不合理とまでは言えないと判断しました。

以上などを前提に、経済産業大臣の判断は、2018年5月の時点のものとしては、不合理とはいえず、経済産業大臣の「裁量権」の範囲内だとして、適法と判断し、請求を「棄却」とされました。

## 請求(2) パリ協定と整合する火力発電所の

### CO2規制がないことの違法確認

確認を求める対象が、原告と被告の間の法律関係ではないとして、不適法な訴えと判断され、請求を「却下」されました。



判決後、旗出しの様子(弁護団と原告で)



判決記者会見・報告会の様子

## 判決を受けた対応

これまで傍聴支援、街頭での広報活動など、たくさんのご支援をいただき、ありがとうございました。残念な判決とはなりましたが、原告・弁護団としては、控訴を検討してまいりました。その結果、①確定通知の取消請求の敗訴(請求棄却)について、3月26日に大阪高等裁判所に控訴しました。

本訴訟は、確定通知の取消請求が中心であり、一番は敗訴となりましたが、控訴審で争う余地があり、気候危機への対応が高まるなか、社会的にも本件訴訟は重要な意味を持つと考えています。

控訴審は、より厳しい判断をされる可能性も考えられますが、諦めずに法廷で訴え続ける意義があると、原告・弁護団は考えています。引き続き、国の判断が誤りであると法廷で主張していきます。さらに、社会に対しても、大気汚染物質、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力を野放しにしてはならないと、問題提起し続ける必要があります。ぜひ、今後ご支援賜りますようお願い申し上げます。

※判決文、判決声明等は、HPIにてご覧ください。

<https://kobeclimatecase.jp/>

## コベルコパワー神戸第2 3号機、2022年1月の営業運転に向け、火入れの動き

判決翌日(16日)の神戸新聞によると、3号機の営業運転を目指して、2021年4月中旬にボイラーに火入れする方向であると報じられました。2050年温室効果ガス実質排出ゼロ社会の実現に向けて、さらなる取り組みが求められているなかで、世界の潮流に逆行するものにほかなりません。今後、30年間もの長期、大量に大気汚染物質、温室効果ガスを排出し続ける施設の稼働を許すことはできないと、抗議いたします。



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)  
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会  
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ  
今後の裁判期日について



### 裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、傍聴席が減らされています。傍聴いただけない可能性があります。予めご了承ください。

#### 民事訴訟期日

日時: 2021年 4月27日(火)10:30より

場所: 神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会: 開催予定

#### 民事訴訟期日

日時: 2021年 7月13日(火)10:30より

場所: 神戸地方裁判所

期日報告会: 開催予定